

鈴鹿市告示第 1 7 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次の市道の
供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般
の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 3 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
平田本町二丁目 4 6 3 号線	平田本町二丁目	平田本町二丁目	35. 5
	平田本町二丁目		6. 0～12. 4
稲生塩屋二丁目 5 1 5 号線	稲生塩屋二丁目	稲生塩屋二丁目	53. 5
	稲生塩屋二丁目		6. 0～13. 1
稲生西二丁目 5 1 6 号線	稲生西二丁目	稲生西二丁目	66. 7
	稲生西二丁目		6. 0～13. 1
東玉垣 9 0 1 号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	106. 0
	東玉垣町字丸田		6. 0～ 9. 6
東玉垣 9 0 2 号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	32. 2
	東玉垣町字丸田		6. 0～12. 4